

## < 労働者派遣法に基づく情報公開について >

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
（当該割合に小数点以下の一位未満がある時は、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 69%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

### ◆西日本エリートスタッフ株式会社

◎久留米本社 〒830-0017 久留米市日吉町 15-60 ニッセイ久留米ビル 9F

労働者派遣の数	99
派遣先の数	86
派遣料金の 1 人あたりの平均額	12,197 円 （1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の平均額	8,384 円 （1 日 8 時間当たり換算）
マージン率	31.3%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、パソコントレーニング（基礎・応用）、個人情報保護に関する研修
福利厚生	有給休暇、社会保険 etc

対象期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月

## < 労働者派遣法に基づく情報公開について >

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下の一位未満がある時は、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 68%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

### ◆西日本エリートスタッフ株式会社

◎佐賀オフィス 〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 5F

労働者派遣の数	61
派遣先の数	56
派遣料金の 1 人あたりの平均額	12,235 円 （1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の平均額	8,325 円 （1 日 8 時間当たり換算）
マージン率	32.0%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、パソコントレーニング（基礎・応用）、個人情報保護に関する研修
福利厚生	有給休暇、社会保険 etc

対象期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月

## < 労働者派遣法に基づく情報公開について >

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下の一位未満がある時は、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 67%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

### ◆西日本エリートスタッフ株式会社

◎福岡オフィス 〒810-0002 福岡市中央区西中洲 12-33 福岡大同生命ビル 11F

労働者派遣の数	96
派遣先の数	56
派遣料金の 1 人あたりの平均額	12,948 円 （1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の平均額	8,702 円 （1 日 8 時間当たり換算）
マージン率	32.8%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、パソコントレーニング（基礎・応用）、個人情報保護に関する研修
福利厚生	有給休暇、社会保険 etc

対象期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月

## < 労働者派遣法に基づく情報公開について >

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
（当該割合に小数点以下の一位未満がある時は、これを四捨五入する）

一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約 68%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約 10%となります。

また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、当社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分として 11%の費用が含まれています。

その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1%程度が会社の営業利益となります。

### ◆西日本エリートスタッフ株式会社

◎北九州オフィス 〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10 大同生命北九州ビル 6F

労働者派遣の数	79
派遣先の数	64
派遣料金の 1 人あたりの平均額	12,215 円 （1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の平均額	8,356 円 （1 日 8 時間当たり換算）
マージン率	31.6%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、パソコントレーニング（基礎・応用）、個人情報保護に関する研修
福利厚生	有給休暇、社会保険 etc

対象期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月